

新富町担い手農家等経営強化支援事業補助金

対象者

町内に住所又は主たる事業所を有し、町内に農地を所有する認定農業者及び認定新規就農者、農業生産法人 など

経営規模拡大、作業受託拡大を行おうとする担い手農家を応援！
省力化・効率化が可能な農業用機械導入を支援します！

※先着順ではありません。

「運用ポイント表」により交付決定いたします。
予算上限に達した時点で受付を終了いたします。

補助率

**補助対象経費の5分の1以内
(上限200万円)**

※補助金額は1,000円未満を切り捨てた額となります。

※補助対象経費は消費税等を除く額とします。

問い合わせ先

新富町役場 産業振興課 農林水産係
電話 0983 (33) 6034

補助対象経費

省力化・効率化が可能な高性能の農業用機械（トラクター、コンバイン、田植え機、自走式収穫機など）で**1台の導入価格が100万円以上**のもの。

※中古機械の購入の場合は、残存耐用年数を3年以上有するもののみ。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、補助の対象にはなりません。

- 当該補助金の交付を受けている場合
- 農業以外への汎用性の高い農業用の機械を導入する場合
(**補助対象にならないもの：軽トラック、フォークリフト、農業用倉庫等**)
- 国、県から農業用機械等導入事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
- 交付決定前に購入し、すでに使用または納品している場合
- 交付決定を受けた全ての機械等の導入が、当該年度に完了しない場合

補助要件

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

①次に掲げるいずれかの農地面積を耕作しており、かつ現状の面積よりも20%以上の面積の拡大を行うこと。

または、他者との委託契約等に基づき、自らが耕作する農地とは別に、農作業（移植、収穫等）を受託し、現在の受託面積より20%以上の拡大を行うこと。

農地経営面積 (ha)	要件区分
土地利用型作物	
ア 水稻（新規需要米含む） 5.0ha以上	①現状の農地経営面積から 20%以上の面積拡大
イ 畑作物（かんしょ等） 5.0ha以上	②現状の作業受託面積から 20%以上の面積拡大
ウ 小麦、そば 1.0ha以上	

②町税等の滞納がないこと